

○盛岡市親元就農給付金支給要綱

令和2年9月15日告示第520号

改正 令和4年5月17日告示第330号

改正 令和4年7月29日告示第423号

改正 令和5年7月3日告示第340号

改正 令和8年6月3日告示第376号

盛岡市親元就農給付金支給要綱

(目的)

第1 この告示は、親（3親等内の親族を含む。以下同じ。）から農業経営を継承し、新たに就農する者に対し、予算の範囲内で親元就農給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、農業経営の円滑な継承及び地域農業の担い手の確保を図り、もって農地を適切に維持管理し、持続可能な力強い農業の促進を目的とする。

(支給要件)

第2 給付金は、農業経営者となることについての強い意欲を有している者で、次の各号のいずれにも該当するものに支給する。

- (1) 市の区域内に住所を有し、当該年度において親元に新たに就農する者で、就農時の年齢が55歳以下であること。
- (2) 親が市の区域内に所有していた農地について、農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項の許可を受け、又は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第7項の規定による公告があった者（親が市の区域内に所有している農地について、給付金の給付期間内において別に定める期日までに農地法第3条第1項の許可を受け、又は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告が見込まれる者及び農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定による公告があった者を含む。）であること。
- (3) 次のいずれにも該当する第4の親元就農計画を作成し、その計画が第4第1講の規定による市長の承認を受けていること。
  - ア 就農5年後の農業経営の年間所得が250万円以上見込まれるものであること。
  - イ 年間150日以上かつ年間1,200時間以上農業に従事するものであること。
- (4) 農産物等及び生産資材等の取引を本人名義で行っている（行うことが確実であると見込まれる場合を含む。）こと。
- (5) 農産物等の売上、経費の支出等の経営収支を本人名義の通帳及び帳簿で管理している（管理することが確実であると見込まれる場合を含む。）こと。
- (6) 本人及び農業経営を継承される親に市税の滞納がないこと。

(7) 次に掲げる資金又は助成金の交付を受けていないこと。

ア 農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記1に基づく農業次世代人材投資資金のうち経営開始型に係る資金

イ 新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記1に基づく助成金又は同要綱別記2に基づく経営開始資金

ウ 新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）別記1に基づく経営開始支援資金又は同要綱別記2に基づく助成金

(8) 生活費の確保を目的とした他の事業による給付等を受けていないこと。

（給付期間及び給付額）

第3 給付期間は2年間とし、半年分又は1年分を単位として支給を行うこととする。

2 給付金は、毎年9月及び3月に支給するものとする。

3 給付金の額は、給付期間1年につき1人当たり60万円とする。

（親元就農計画の承認申請等）

第4 給付金の支給を受けようとする者は、親元就農計画に別に定める書類を添えて、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果を盛岡市親元就農計画承認（不承認）通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 前項の規定により承認を受けた者が親元就農計画を変更しようとするときは、変更後の親元就農計画に別に定める書類を添えて、市長の承認を得なければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果を盛岡市親元就農計画変更承認（不承認）通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

（給付金の給付申請）

第5 第4第1項の承認を受けた者は、市長が指定する日までに盛岡市親元就農給付金支給申請書に別に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、給付金の支給を適当と認めるときは、盛岡市親元就農給付金支給決定通知書により、当該申請をした者に通知するとともに、給付金を支給するものとする。

（給付金の支給の停止等）

第6 市長は、第5第2項の給付金の支給が適当であると認められた者（以下「受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、給付金の支給を停止する。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づいて市長が行う調査を妨げ、又は同項の規定に基づいて市長が求める報告を拒んだとき。

(2) 第2に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(3) 農業経営を中止し、又は休止したとき。

(4) 第9第1項第1号の就農状況報告を行わなかったとき。

(5) 第9第2項の現地確認等において、適切な農業経営を行っていないと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により給付金の支給を停止するときは、盛岡市親元就農給付金支給停止通知書により当該給付金の支給を停止する受給者に通知するものとする。

3 市長は、第1項第3号（農業経営を休止したときに限る。）に該当して前項の通知を受けた受給者から経営再開届が提出されたとき又は第1項各号に掲げる給付金の支給を停止した事由が消滅したと認めたときは、盛岡市親元就農給付金支給停止解除通知書により当該給付金の支給を停止した受給者に通知するものとする。

（給付金の受給の中止）

第7 受給者が給付金の受給を中止する場合は、中止届を市長に提出しなければならない。

（給付金の受給の休止等）

第8 受給者は、病気その他やむを得ない理由により農業経営を休止する場合は、休止届を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により農業経営を休止することができる期間は、原則として1年以内とする。

3 第1項の休止届を提出した受給者が農業経営を再開する場合は、経営再開届を市長に提出しなければならない。

4 受給者が妊娠若しくは出産又は災害により農業経営を休止する場合は、1回の妊娠若しくは出産又は災害につき最長3年間農業経営を休止することができる。この場合において、当該休止した期間と同期間、支給期間を延長することがある。

（就農状況報告等）

第9 受給者は、支給期間中、次に掲げる報告又は届を市長に対し、行わなければならない。

(1) 就農状況報告（毎年7月末及び1月末）

(2) 住所等変更届（居住地又は電話番号を変更した場合）

2 市長は、前項第1号の報告を受けたときは、親元就農計画に基づく計画的な就農が行われているか、現地確認等を実施するものとする。

（給付金の返還）

第10 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める金額を返還しなければならない。ただし、第1号に該当する場合であって、病気、災害等やむを得ない事情として市長が認めたときは、返還を免除することがある。

(1) 支給対象期間（第3第1項に規定する半年又は1年を単位とした支給の対象となる期間をいう。以下同じ。）中に第6の給付金の支給停止の要件（農業経営を休止したときを除く。）に該当した場合 残りの支給対象期間の月数（当該支給対象期間の初日から起算して1月ごとを単位とし、当該要件に該当した日が1月の途中である場合は、1月とする。）に相当する分の給付金の額

- (2) 別に定める期日までに農地法第3条第1項の許可を受け、又は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告が行われなかった場合 支給期間中に既に支給した給付金の全額
- (3) 偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたとき。 支給期間中に既に支給した給付金の全額
- (4) 次のいずれかに該当するとき。 支給期間中に既に支給した給付金の全額
- ア 受給者又はその親が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。以下同じ。）であると認められるとき。
- イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 受給者又はその親が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。
- エ 受給者又はその親が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 受給者又はその親が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 親元就農を実現するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- キ 受給者がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていたときに、市長が受給者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受給者がこれに従わなかったとき。

(返還の免除)

- 第11 受給者は、第10ただし書の規定による給付金の返還の免除を受けようとするときは、盛岡市親元就農給付金返還免除申請書を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、給付金の返還の免除を適当と認めたときは、盛岡市親元就農給付金返還免除承認（不承認）通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

**制定文 抄**

令和2年4月1日から適用する。

**改正文**（令和8年告示第376号抄）